

# 山田中学校の「生活の決まり」

嘉麻市立山田中学校

## 1 服装の規定 ※変更点には網掛けをしています。

- ① 学校指定の標準の制服とする。
- ② 制服は自分の体型にあったものを着用する。
- ③ 靴下の色は、白・黒・紺・グレーとし、派手でないものを使用すること。ワンポイントは可。くるぶしが隠れないのは不可。
- ④ 気候に応じて学校指定のブレザー、夏用ポロシャツ、冬用ポロシャツ、ニットセーターベストを使い分ける。  
※ ブレザーを必ず着用するとき・・・1 学期始業式、入学式  
2 学期終業式  
3 学期始業式、卒業式、修了式
- ⑤ 冬用ポロシャツの一番上のボタンは、クールビズ期間（例年5月～10月）は一番上のみ開けてもよい。
- ⑥ 夏のポロシャツは、ズボンから出しても良い。
- ⑦ ポロシャツの下に着るシャツについては、ポロシャツから透けないものを着用すること。（文字や柄、色が透けて見えるものは着用しない）
- ⑧ 腰より下にズボンを下げない。
- ⑨ ベルトは、黒・紺・茶とし必ず着用する。（派手なベルトは禁止）
- ⑩ 靴は、登校に適した靴（ハイカットは可、革靴は不可）とする。色などは指定しない。
- ⑪ 体育時の靴については、学校指定の靴をはくこと。
- ⑫ ピアス、ネックレス、指輪などのアクセサリは禁止する。
- ⑬ 色つきリップ、匂いつきリップ、カラコンは禁止する。
- ⑭ スカートの長さは膝頭が隠れる程度とする。

## 2 頭髪等の規定 ※変更点には網掛けをしています。

男女ともに自然体で清潔感がある髪にしましょう。そして学習や運動の妨げにならない髪型を自分で考えましょう。

- ① 髪を染めたり、色を抜いたりすることは禁止する。
- ② パーマ・カール等は禁止する。
- ③ 極端に長短がある髪型（5 cm程度）やラインを入れた髪・編み込みをした髪などは禁止する。
- ④ 前髪は、何もあつかわない状態で目にかからないようにする。目にかかる場合はピンでとめる。（ピンは飾り付きでないものを使用する。パッチン可）
- ⑤ 髪に飾りをつけることは禁止する。
- ⑥ 整髪料（ムースやワックスなど）は禁止する。

### (1) 男子

- ① 横髪は、耳にかからないようにする。
- ② 後ろ髪は、襟にかからないようにする。

※個別の対応が必要な生徒は、保護者とともに学校に相談してください。

### (2) 女子

- ① 髪が肩にかからないようにする。肩にかかる人はゴムで結ぶ。結ぶ時は、体操帽子をきちんとかぶれるようにすること。(三つ編みは可、編み込みは不可、ゴムは華美でないものを使用する)

※個別の対応が必要な生徒は、保護者ととともに学校に相談してください。

### (3) 眉・その他

- ① 自然な状態を維持すること。

コンプレックスの解消のためなどの理由で眉を整えることは可。※自らを着飾るためではないことを考えましょう。

※個別の対応が必要な生徒は、保護者ととともに学校に相談してください。

- ② 帽子やニット帽などは禁止する。

## 3 持ち物の規定

- ① 通学用カバンは、学校指定のものとする。登校する際は、必ず通学用カバンを持ってくること。(補助バックのみの通学は認めない)  
※ 通学用カバンに付ける見分けるためのキーホルダーは一つまでとする。
- ② 部活顧問が許可した専用バックの使用は認める。(教室への持ち込みは不可)
- ③ 不要品(お菓子・トランプ・雑誌・マンガ等)を持ってくることは禁止する。
- ④ 携帯電話を持ってくることは禁止する。(文部科学省・県教育委員会通達により)貴重品は持ってこない。必要なお金などは、朝の段階で学級担任へ預ける。
- ⑤ 上靴、体育館・グランドシューズは学校指定のものを使用する。(かかとを踏みつぶさない。)
- ⑥ 危険物は持ってこない。(カッター、ライター、刃物) ※はさみは可

## 4 学習の規定

- ① チャイムが鳴る1分前までに席につく。
- ② 授業中、騒ぐなどの授業妨害を行わない。
- ③ 無断で教室外や校外に出ない。

## 5 通学の規定

- ① 登校については、8時30分までに教室に入っておくこと。それ以降は、遅刻扱いとする。
- ② 帰りの会の終了時刻が下校時刻であり、それ以前の下校は早退扱いとする。
- ③ 学校を欠席や遅刻、早退する場合は、必ず保護者に学校へ連絡してもらう（原則として、保護者以外からの連絡は認めない。）
- ④ 自転車通学は許可を受けた者だけとする。（許可の規定については、別紙参照）
- ⑤ 下校中の飲食は禁止する。
- ⑥ 不審者に遭遇した場合は、「大声を出す」「近くの家（子ども110番）や店に逃げ込む」「走って逃げる」などの対応をとり、すぐに学校に連絡する。

## 6 遊技場について

- ① 映画やコンサート、ゲームセンターやカラオケボックスについては、保護者の許可を受け、トラブルに巻き込まれないように気をつける。18時以降は、保護者同伴とする。（県の条例により保護者同伴でも入れない場合がある。）

## 7 防寒着などの規定

- ① 防寒着の規定  
期間：12月～3月  
場所：登下校中のみ  
規定：学校指定のものとする。
- ② マフラー（ネックウォーマー）の規定  
期間：12月～3月  
場所：登下校中のみ  
規定：色は規定しない。  
単色とする。
- ③ 手袋の規定  
期間：12月～3月（自転車通学生は11月から可）  
場所：登下校中のみ  
規定：色や柄は規定しない。
- ④ その他  
標準服の上着を脱いで、防寒着だけ着るのは禁止する。  
女子のタイツ・ストッキングは黒・紺・肌色の無字のみとする。

※正確な着用期間については、別途その都度、学校からのお知らせで知らせる。

## 8 部活動の規定

※嘉麻市立山田中学校 部活動規則を参照のこと。

## 9 昼休みの過ごし方

- ① 校内で走ったり、暴れたりしない。
- ② ボールの貸し出し（外用）は、以下の通りである。
  - ・外で使用できるボールを職員室にて貸し出す。
  - ・貸出表に借りた人の名前を書き、昼休み終了までに返却すること。
  - ・校内での使用は禁止する。※昼休み終了までにボールが返却されない場合は、次の日から1週間貸し出し禁止にする。

## 10 その他の留意点

- ① タバコやシンナーなどの薬物には手を出さない。
- ② 深夜徘徊はしない。（午後11時から午前5時までは補導の対象となる。）
- ③ 友人間の外泊はしない。
- ④ 友人間の金銭の貸し借りはしない。
- ⑤ バイクや自動車の運転は絶対にしない。
- ⑥ 携帯サイトやウェブページ（掲示板）などでトラブルをおこさない、巻き込まれない。（例：掲示板での出会い、誹謗中傷の書き込み、悪口など）

## 11 問題行動について

問題行動は、学校教育の機能を著しく低下させるものであり、生徒が学習する場である学校を成り立たせなくするものである。よって、下の問題行動については、特に厳しい指導・処置を学校として行っていくものとする。

- ① 対教師暴力
  - ・胸ぐらをつかむ、蹴る、殴る、暴言をはく、といった行動を教師に対し行った場合。
- ② 生徒間暴力、金銭強要
  - ・程度が激しく、被害生徒が安心して登校することができない場合。
- ③ 器物破損
  - ・学校教育に多大なる支障をきたす破損を故意に行った場合。
- ④ 授業妨害

- ・「授業中に暴れる」「大声を出す」「校舎内の徘徊」など、他の生徒の学習権を侵害していると判断できる場合。

※以下の問題行動については、すぐに保護者に来校してもらおう。

- ① 11の①～④の問題行動
- ② 校内での喫煙
- ③ 他校への侵入や暴力事件
- ④ 危険な行為
- ⑤ 窃盗

## 【冬用制服】

下は長袖ポロシャツ・半袖ポロシャツのどちらかを着用し、長袖のポロシャツはズボン・スカートの中に入れておくこと。

長袖ポロシャツのボタンは一番上まで止める。  
クールビズ期間が一番上のみ開けてもよい。

ポロシャツの下に着るシャツは、ポロシャツから透けないものを着用すること。

男女とも左胸上部に名札をつける。名札は登校してから付け、下校するときには外す。

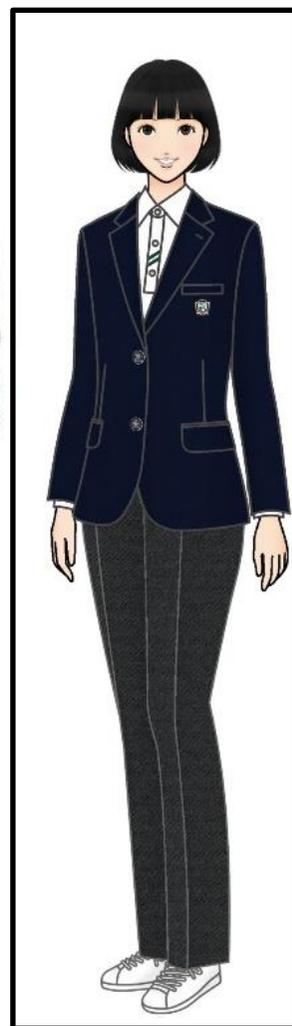
学校指定のセーターやベストを着用してもよい。

### 【ズボン】

腰より下にズボンを下げない。ベルトは必ず着用し色は黒、紺、茶。

### 【スカート】

膝頭が隠れる長さ



## 【夏用制服】

半袖のポロシャツを着用。左胸ポケットの下に名札をつける。

ポロシャツの下に着るシャツは、ポロシャツから透けないものを着用すること。

半袖ポロシャツはズボン・スカートから出してもよい。

